

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人国立文化財機構への移行

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法律の題名を独立行政法人国立文化財機構法（以下「国立文化財機構法」という。）に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）に改称すること。

（国立文化財機構法第一条及び第二条関係）

二 機構の目的

機構は、博物館を設置して有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財（同項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とすること。

（国立文化財機構法第三条関係）

三 秘密保持義務

機構の役員又は職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

(国立文化財機構法第十条関係)

四 機構の業務の範囲の改正

1 機構は、二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(一) 博物館を設置すること。

(二) 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。

(三) 二の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。

(四) 一の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。

(五) 文化財に関する調査及び研究を行うこと。

(六) 五に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(七) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(八) 二、三及び五から七までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研

究を行う研究所その他これらに類する施設(九において「地方公共団体等」という。)の職員に対

する研修を行うこと。

- (九)(二、三及び五から七までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (十)(一から九までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 1の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は1の(一)の博物館をこれらの利用に供することができる。

(国立文化財機構法第十二条関係)

五 罰則

三の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則を設けること。

(国立文化財機構法第十七条関係)

第二 附則

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 研究所の解散等

研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する等とすること。 (附則第二条から第四条まで関係)

三 国有財産の無償使用

文部科学大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人文化財研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構に無償で使用させることができるものとする。 (附則第五条関係)

四 独立行政法人文化財研究所法の廃止

独立行政法人文化財研究所法は、廃止するものとする。 (附則第六条関係)

五 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。